

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

本市は、平成19年12月に「八潮市環境基本条例」を制定しました。また、条例で定めた基本理念に基づき平成28年4月に令和7年度を目標年度とした「第2次八潮市環境基本計画」を策定し、「第5次八潮市総合計画」との整合を図り、基本構想に掲げられた将来都市像の実現に向けて、環境の保全等に関する各施策を推進してきました。

この間、国では、令和6年に「第六次環境基本計画」が閣議決定され、環境基本法第1条の趣旨を踏まえ、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」を最上位の目的とし、市場価値と非市場価値の双方において「新たな成長」の実現を図っていくことが示されました。また、近年の気候変動による影響を受けて、平成30年には「気候変動適応法」を施行し、温室効果ガス排出の削減を最大限に実施しても避けられない気候変動の影響に対して、その被害を回避・軽減していく適応策の法的位置づけが明確化しています。なお、令和2年に、「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明し、令和7年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。」ことを目標として掲げています。

埼玉県では、令和4年に「埼玉県環境基本計画（第5次）」を策定し、健全で恵み豊かな環境を維持しながら、環境への負荷の少ない持続的な社会実現を目指す施策を示しています。

このように、環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。本市においては、令和8年3月に「第6次八潮市総合計画」を策定し、「第3期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を内包する計画と位置づけ、将来都市像の実現に向けて、各種計画との整合を図りながら施策を推進していく必要があります。

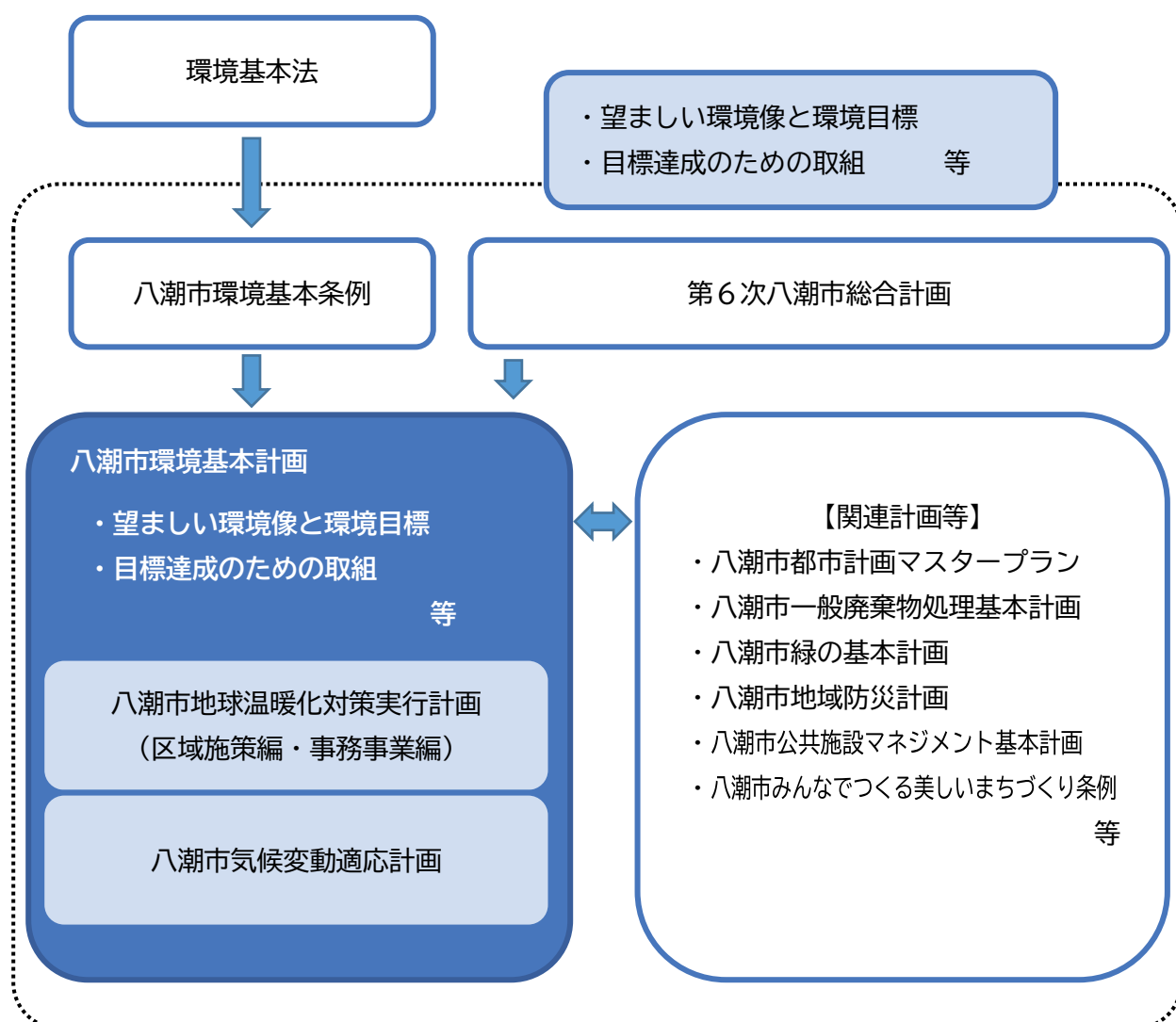
そのため、本市では、「第2次八潮市環境基本計画」の目標年度を迎えたことから、環境行政を取り巻く状況の変化や、市民・事業者の環境への意識の変化に対応し、環境施策をより総合的かつ計画的に推進するため、新たに「第3次八潮市環境基本計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、「八潮市環境基本条例」第8条に基づく計画であり、環境の保全の基本的な方向を示すものです。また、「第6次八潮市総合計画」における将来都市像「住みやすさナンバー1のまち八潮」を実現するための環境施策を推進していく計画であり、本市が策定した都市計画マスタープラン、一般廃棄物処理基本計画、緑の基本計画、地域防災計画、公共施設マネジメント基本計画及びみんなで作る美しいまちづくり条例に関する各種計画とも調和し、連携を図ります。

なお、本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」第21条第4項の規定に基づく「八潮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」第12条の規定に基づく「八潮市気候変動適応計画」を内包しており、地域特性を踏まえた温室効果ガス排出量の削減に向けた緩和策及び気候変動の影響による被害の回避・軽減するための適応策を示します。

また、温対法第21条第1項の規定に基づき、市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減措置に関する計画として、平成29年3月に策定した「八潮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を見直し、本計画に内包します。



3 計画の対象とする環境の範囲

本計画は、「自然環境分野」、「生活環境分野」、「地球環境分野」、「資源循環分野」、「環境活動分野」の5分野を対象の範囲とします。

なお、「環境活動分野」については、各分野に共通する基本的な取組に係る項目です。

◆計画の対象とする環境の範囲

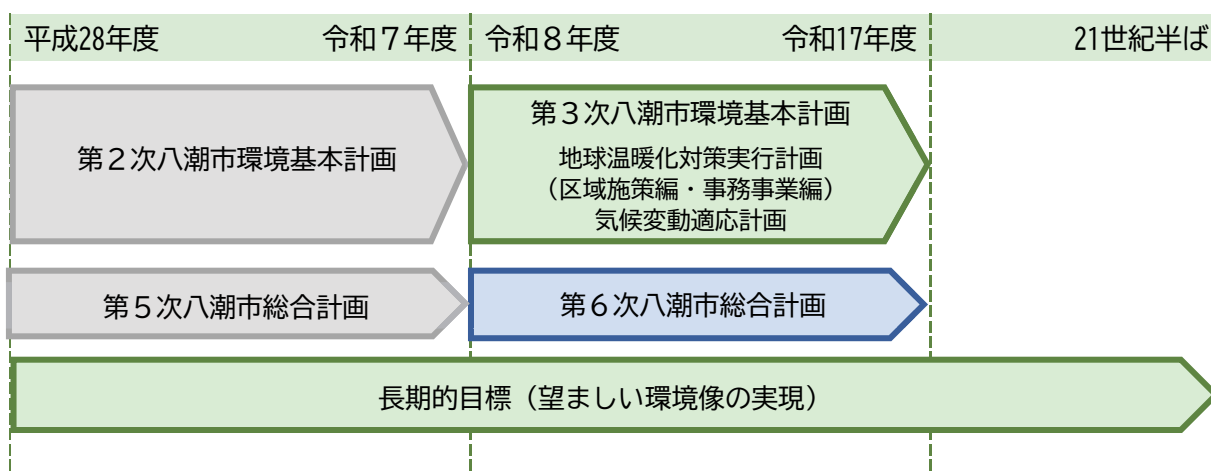
自然環境	生活環境	地球環境	資源循環
○生物多様性 ○緑化・緑地保全 ○水辺環境 等	○公害問題 ○まちづくり ○歴史・文化 等	○地球温暖化 ○エネルギー ○気候変動 等	○ごみの減量化 ○リサイクル ○資源 等
環境活動			
○地域の環境活動 ○環境教育・学習 ○市民・事業者・市の協働による取組 等			

4 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画の期間とし、新たに策定された「第6次八潮市総合計画」の計画期間と整合を図るものとしています。

ただし、環境の保全等は、短期間に達成しうるものではありません。持続可能な社会の実現に向けて、21世紀半ばを見据え、長期的な視野で取り組んでいきます。

また、本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に的確に対応するため、概ね5年ごとに計画を見直し、必要に応じて計画を改定します。



◆計画の期間

第2章 環境行政を取り巻く社会動向

1 国際的な動向

(1) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

平成 27 年に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals)」(以下「SDGs」という。)が掲げられました。

SDGs は、平成 28 年から令和 12 年 (2030 年) までの国際目標であり、17 のゴール・169 のターゲットから構成され、経済、社会及び環境の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。



◆持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 のゴール
出典:「2030 アジェンダ」(国際連合広報センターホームページ)

(2) パリ協定

平成 27 年 12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において、令和 2 年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」では、気候変動によるリスクを抑制するために、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の長期目標としています。令和 3 年にイギリス・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) では、パリ協定の 1.5℃目標の達成に向けて、今世紀半ばのカーボンニュートラルと、その重要な経過点となる令和 12 年 (2030 年) に向けて、野心的な対策を各国に求めることが盛り込まれた、グラスゴー気候合意が採択されました。

また、令和 6 年 11 月にアゼルバイジャン・バクーで開催された国連気候変動枠組条約第 29 回締約国会議 (COP29) では、パリ協定第 6 条 (市場メカニズム) の合意のほか、緩和、適応、ロス & ダメージ、GST、ジェンダーと気候変動等の各議題について議論が行われ、気候資金に関する目標額である「新規合同数値目標 (NCQG)」が決定し、2035 年までに世界全体で官民あわせて途上国への支援額を少なくとも年間 1.3 兆ドルを増やすよう呼びかけることも盛り込まれました。

◆持続可能な開発目標（SDGs）のゴールと意味

アイコン	ゴール	意味
1 	貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2 	飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3 	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4 	質の高い教育をみんなに	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5 	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う
6 	安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7 	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8 	働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
9 	産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10 	人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
11 	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12 	つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
13 	気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14 	海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15 	陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16 	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(3) 海洋プラスチック問題

現在、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海洋に流出していると推計されています。このため、海洋プラスチックごみによる地球規模の環境汚染が生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が懸念されています。これに対して、国連をはじめとする様々な国際会議において、重要かつ喫緊の課題として議論が行われており、SDGsにおいても、目標 14 として「海の豊かさを守ろう」が掲げられています。

こうした問題の解決のために、プラスチックが社会と持続可能性に対して果たす重要な役割を認識しつつ、海洋プラスチックごみの流出防止に世界全体で連携して取り組む必要であり、プラスチックごみの海への流出をいかに抑えるかが重要となっています。

令和元年 6 月に開催された、G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合において、「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が合意されました。

同枠組は、具体的には、1) 環境上適正な廃棄物管理、海洋プラスチックごみの回収、革新的な解決方策の展開、各国の能力強化のための国際協力等による包括的なライフサイクルアプローチの推進、2) G20 資源効率性対話等の機会を活用し、G20 海洋ごみ行動計画に沿った関連政策、計画、対策に関する情報の継続的な共有及び更新の実施、3) 海洋ごみ、特に海洋プラスチックとマイクロプラスチックの現状と影響の測定とモニタリング等のための科学的基盤の強化等を内容としています。

(4) 昆明・モンリオール生物多様性枠組み

「昆明・モンリオール生物多様性枠組み」は、平成 22 年の愛知目標を引き継ぐ新たな目標として、令和 4 年にカナダ・モンリオールで開催された国連生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) で採択されました。この枠組みでは、愛知目標で掲げられた「自然と共生する世界」が引き続き 2050 年ビジョンとして掲げられると共に、このビジョンに関連する「保全」や「持続可能な利用」など、4 つの 2050 年グローバルゴールが設定されました。

2050年 ビジョン	2050年 グローバルゴール		
自然と共生する世界の実現	ゴール A 生物多様性の保全	ゴール B 生物多様性の持続可能な利用	
	ゴール C 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)	ゴール D 実施手段の確保	
2030年 ミッション	2030年 グローバルターゲット		
自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる	生物多様性への脅威を減らす ターゲット 1~8	人々のニーズを満たす ターゲット 9~13	実施と主流化のためのツールと解決策 ターゲット 14~23

◆昆明・モンリオール生物多様性枠組における 2050 年ビジョン

出典：「昆明・モンリオール生物多様性枠組—ネイチャーポジティブの未来に向けた 2030 年世界目標—」（環境省）